

「総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会
洋上風力促進ワーキンググループ」
「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」
合同会議（第 31 回）議事要旨

○日時

令和 7 年 3 月 10 日（月）16：03～17：18

○場所

オンライン開催

○出席委員（五十音順）

東京大学先端科学技術研究センター 飯田委員、東京大学大学院 石原委員、
同志社大学大学院 大串委員、中央大学研究開発機構 片石委員、
東京大学大学院 加藤委員、東京理科大学創域理工学部社会基盤工学科 菊池委員、
千葉大学大学院 木村委員、
外苑法律事務所 桑原委員、
株式会社日本政策投資銀行 原田委員、
武蔵野大学経営学部経営学科 山内委員（ワーキンググループ座長）

○事務局

経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 伊藤部長
経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 日暮課長
経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 風力政策室
古川室長
国土交通省大臣官房 安部技術参事官
国土交通省 港湾局 海洋・環境課 白井課長
国土交通省 港湾局 海洋・環境課 海洋利用開発室 鈴木室長

○議題

「一般海域における占用公募制度の運用指針（改訂案）」に関するパブコメ結果及び過去ラウンドに関する公募占用指針の改訂案について

○報告事項

- (1) 第3ラウンド公募結果・選定事業者の計画概要
- (2) 事業実施の確実性を高めるための環境整備について
- (3) 第7次エネルギー基本計画の策定について（洋上風力関連部分）
- (4) 再エネ海域利用法改正法案の閣議決定について
- (5) 浮体式洋上風力発電の海上施工に関する動きについて

○議事概要

【「一般海域における占用公募制度の運用指針（改訂案）」に関するパブコメ結果及び過去ラウンドに関する公募占用指針の改訂案について】

桑原委員

- ・セントラル調査に関するパブコメ対応について、事業者からの懸念が示されている点を重要視。特に、落札後の詳細調査でセントラル調査結果では予見できなかった問題が判明した場合、やむを得ない事情として計画変更を認めるべき。今後の運用においてこのような可能性への配慮が必要であり、事業者側の予見性確保の観点からも方針を明確にして周知してほしい。
- ・占用期間延長の蓋然性と予見性の確保について、パブコメでは「40年程度の事業期間が確保できるようにすべき」との意見があり、この論点も議論対象とすべき。現行の30年占用期間では、建設・撤去を含めた発電期間が20数年にとどまるが、風車の耐用年数がそれ以上である可能性を踏まえると、より長期の占用も合理的ではないか。この点についての制度的議論の深化を求める。
- ・一般海域における2段階方式の導入について、EEZでは2段階方式の導入が議論されている一方で、領海内・沖合の浮体式が前提となる海域との制度差は合理性に欠ける。浮体式導入を前提とした海域では、一般海域であっても2段階方式の導入を検討すべき。制度の明確性・整合性を保つ意味でも、ルールを早期統一を求める。
- ・公募占用指針改訂案に関して、第1ラウンドの公募占用指針は五島沖を除いて、2020年11月に策定され、2021年6月に公募が締め切られたと認識。FIP制度の施行が2022年4月であったことから、公募当時は事業者の選択によるFIP移行の可否について明示的な議論や方針はなかったとの認識でよいが事務局にも確認したい。そうであれば、政策的にはFIP移行が進められてきた経緯があり、既に他電源ではFITからFIPへの転換が進んでいることも踏まえ、第1ラウンド事業者に対するFIP移行の容認は、入札の公平性を損なうものではないと整理できるのではないか。事務局としての正式な整理・確認を求める。

原田委員

- ・パブリックコメントの意義と今後の対応について、パブコメには質の高い指摘が多く含まれており、非常に重要な意見が寄せられたと評価。昨年から議論されてきた「洋上風力発電の確実な完遂」に関する課題は、依然として解決に向けた対応が必要であり、今後も議論の深化が求められる。
- ・占用期間延長の必要性については、現状の占用期間は撤去を含み 30 年であり、稼働期間が約 25 年にとどまり、短すぎると思慮。風車の稼働期間を延ばすことは、LCOE の低減、資源の有効活用、およびプロジェクトの採算性向上に寄与。金融投資家としても、将来の占用延長が予見できない状況では投資決定の前提に含める判断が難しい。よって、あらかじめ一定の延長蓋然性が見えるような制度設計が望ましい。
- ・一般海域における 2 段階方式の導入については、一般海域でも 2 段階方式の導入は合理的であり、制度としての検討が必要。
- ・売電契約のオフテイクの質と評価のあり方について、FIP 制度において、オフテイクの質が極めて重要。現時点では、コーポレート PPA に価格調整条項を導入した場合の評価反映が難しいというのが前回の議論の結論だった。しかし、政策的には、そのような高品質なコーポレート PPA を評価するという姿勢・メッセージを示すことに意義がある。今後の議論では、コーポレート PPA をリスクプレミアムの一部として位置づけ、建設期間だけでなく稼働期間中の O&M コストのインフレリスクもカバーするような契約に一定の評価を与えることも検討すべき。

石原委員

- ・運用指針の改訂について、改訂された運用指針は、これまでの合同会議での議論が反映されており、／評価できる内容である。
- ・セントラル方式の調査の実施と現状の課題について、特に浮体式などの新技術は、世界的にもまだ大規模な案件の実例が少なく、調査は難易度が高い。したがって、調査方法・調査期間・データの妥当性確認については、柔軟かつ慎重に対応すべき。これらの点は、セントラル調査に関する委員会等で継続的に議論・見直しを行う必要がある。
- ・予算・期間面での柔軟な対応の必要性について、現在は国の予算によりセントラル方式が進められているが、実情に応じた追加調査や期間延長が求められる場合がある。「予算がないからできない」といった硬直的な対応ではなく、事業者が必要とする重要な調査については、予算の追加や柔軟な対応を検討すべき。

木村委員

- ・これまでの取りまとめ方針への評価について、全体として妥当な方針であり賛同する。特に、保証金制度の見直しと価格調整スキームの変更をセットで考える方針は合理的であり、支持する。
- ・学識経験者・第三者委員会の意見聴取の扱いについて、意見聴取の重要性について賛同。

変更の妥当性を担保する観点からも、意見聴取は原則として行うべき。ただし、現行の公募占用指針の記述では、「意見聴取が義務的とは読めない」ため、その位置づけを確認したい。提示されている資料では「原則として意見聴取する」とも読み取れる一方、占用指針では「意見聴取を考慮する」といった柔らかな表現になっており、その整合性が気になる。

- ・契約変更の場合の第三者委員会の関与について、経産省が実施したコロナ対策「持続化給付金」などにおいても、契約変更が生じる場合には第三者委員会の意見を原則として求めるという運用がなされていた。したがって、今回の洋上風力制度においても、同様に第三者委員会の関与を明確に位置づけるべき。
- ・保証金没収時の第三者委員会の関与に関する表現の違いについて、計画変更時と保証金没収時とで、第三者委員会の関与に関する記述が異なっており、その理由が気になる。たとえば、「意見を聴取することを考慮」と書かれている箇所と、「関与を認める」とされている箇所で書きぶりが異なるため、その書き分けに明確な理由があるのか確認を求めたい。
- ・計画変更に関する第三者委員会の関与については、占用指針内でもすでに記述されているが、その表現が必須的でない印象がある。文言上の整合性と意図の確認を行いたい。

飯田委員

- ・改訂案について、これまでの議論内容が適切に反映された改訂案であることを評価し、賛同する。FIP 制度など、時代の変化に伴う制度的な調整も反映されており、妥当な対応と受け止めている。
- ・セントラル方式に関する要望について、以前から要望してきた「セントラル方式のレビュー」を、改めて前向きに検討してほしいと強調。今後の運用において、調査結果の妥当性や実効性の検証・見直しを継続的にやっていくことを求める。

菊池委員

- ・セントラル調査に関して、日本の地盤条件は欧州と比べて非常に複雑であり、限られた予算や時間の中で十分な調査が難しいのが現状。特に深部地盤や耐震性の調査に関しては、従来の経験や技術だけでは不十分な場合があり、今後の技術開発や補完的な調査が必要。
- ・セントラル調査の限界と柔軟な対応の必要性、セントラル方式の調査のみで全ての地盤リスクを網羅することは困難である。特に日本特有の耐震条件などを踏まえた、地盤に関する調査の限界を前提とした上で、必要に応じて追加調査の許容や計画変更への配慮といった、柔軟な制度設計が求められる。

事務局（資源エネルギー庁）

- ・セントラル調査の、桑原委員からのセントラル調査に関するご意見について、基本的には想定外のケースとしつつも、万一ミス等が発生した場合には、個別・具体的な事情を踏ま

えて適切に判断する方針。石原、飯田、菊池の各委員からの関連指摘についても、重要な意見として認識。パブコメでもセントラル方式に最も多くの意見が寄せられており、事業者の不安の表れと受け止め、制度運用の丁寧さ・事業者とのコミュニケーションを重視する。

- ・一般海域における２段階方式導入について、桑原・原田両委員からの指摘に対し、EEZにおいては２段階方式を前提としているが、一般海域では既存制度に基づいて運用中であり、現在その導入予定はない。
- ・FIP 制度移行について、第１ラウンドの段階ではFIP 制度へ移行することを許可する議論がなかったという認識は正しい。他電源や陸上風力でもFIP 制度への移行が認められており、洋上風力だけを除外する合理的理由はなく、同様に対応すべきという方針である。
- ・コーポレートPPAの価格調整・評価に関する提案について、原田委員の「価格調整付きのPPAを高く評価すべき」との継続的な指摘について、政策的意義を認識しつつ、指針にも記載を進めているところ。今後も引き続き、さらに何ができるか検討を継続したい。
- ・第三者委員会・学識経験者の意見聴取に関する位置づけについて、木村委員の指摘にある「合同会議資料では意見聴取が「義務」のように見えるが、占用指針では「必須」ではなく「必要に応じて」と読める書きぶりになっている点」について、計画変更や保証金没収免除いずれも、「必要に応じて」第三者委員会等の意見を聴取することとしている。

事務局（国土交通省）

- ・海域占用の期間は「30年を超えない範囲」と法律で定められている。これは国民の共有財産である海域をどの程度の期間、特定の一人に独占的に使用させてよいかの議論の結果として法律で規定されたものであり、「30年」は重い意味を持つもの。
- ・占用許可の更新に関しては、公募占用指針で「引き続き促進区域に指定することが妥当、再公募の必要がない、占用許可審査基準に適合、の全てに該当すれば占用許可の更新が認められる」旨を記載している。これは占用期間の終了が近づいた段階での個別判断となる。この部分の運用は少し先の時点になるが、適切に制度を運用してまいりたい。

【報告事項を事務局より説明】

石原委員

- ・洋上風力はエネルギー基本計画に明確に位置づけられており、今後推進すべき重要分野として認識。特に今回の説明は多くの前向きな内容が含まれており、今後への期待が高まった。
- ・EEZに関する法案について、法制化が早期に実現されることを強く期待。法制化後は、EEZにおける具体的な制度設計や開発手法について、この合同会議でも議論を深めてい

くことを希望。

- ・イギリスではすでに浮体式洋上風力の開発が進んでおり、2023年にはCfDで世界最大規模の案件が採択され、設計・建設準備などが進行中。日本もこれに倣い、浮体式を含めたEEZでの展開を急ぐべき。
- ・EEZでは国の直接的な関与や予算措置に限られる一方、系統接続のためには陸揚げ地点や自治体との連携が不可欠。地域振興や自治体の役割を考慮した地域貢献の制度設計が必要。イギリスでも、EEZ開発において地域との関係を重視した議論が進められており、日本でも同様の配慮が求められる。
- ・着床式と比べて浮体式は国の技術開発支援も充実してきており、これを早期に実用化すべき段階にある。欧州でも施工技術はまだ確立されておらず、日本が施工面でも世界をリードする可能性がある。今後も国の支援を得ながら、技術面・制度面の両方で浮体式洋上風力を推進していくことを期待。

【総括コメント】

加藤委員長

- ・一般海域に関する運用指針の改訂について、これまでの議論を踏まえた形で運用指針が改訂され、パブリックコメントも実施された点を確認。パブコメ内容は質が高く、特に原田委員の指摘にもあったように、洋上風力に対する関係者全体の理解度とレベルが向上している印象。
- ・セントラル調査への意見と技術的な視点について、パブコメで最も多く寄せられたテーマがセントラル調査に関する内容だった点に言及。土木工学の立場から、「地盤は掘ってみなければ分からない」「不確実性はつきもの」という意見に共感。セントラル調査には限界もあるため、調査手法の改善と経験の蓄積が重要であると認識。
- ・過去のラウンドへの対応・変更についても、委員からの賛同が得られた点を確認。良い方向性であると感じており、制度的な整合性・柔軟性の確保にもつながる。
- ・報告事項でも、洋上風力を積極的に進めていくという前向きな姿勢が示されており、好ましいと評価。この方向性で引き続き取り組んでいくことを支持。

山内座長

- ・加藤委員の指摘を受けつつ、洋上風力をめぐる事業環境が国内外で大きく変化していることを強調。日本でもインフレや経済情勢の影響により、事業の実行難易度が一部で上がっている状況と認識。
- ・「事業の完遂」という目標を掲げ、これまで多くの議論を重ねてきた。今回はその成果をパブリックコメントにもかけ、広く意見を取り入れながら制度に反映させてきたことを評価。本日の合同会議で委員全体からの同意が得られたことは、大変意義深く、前進と認

識。

- ・第6次エネルギー基本計画で掲げられた洋上風力の導入目標は、今もって「計画上の優等生」。第7次エネルギー基本計画においても、洋上風力は引き続き大きな期待を集めており、現実に実現できれば国のエネルギー政策における存在感がさらに高まると思慮。
- ・今回の制度設計・改訂には多くの難しい論点があり、事務局は大変な労力を払って調整・設計を行ってきたと評価。今後もこれまで通り、委員の意見・指導を得ながら、制度を着実に運用・発展させていくことを期待。
- ・今後の実務運用についても、引き続き委員の理解とサポートを得ながら丁寧に進めるべき。

以上